

tcp-ip サービス申込書

株式会社 TCP 行き

年 月 日

「tcp-ip サービス約款」に同意し、tcp-ip サービスを申し込みます。

フリガナ										
ご加入者名	印									
ご住所	〒 -									
	TEL :					FAX :				
生年月日	明・大・昭			年 月 日			性別	男・女		
フリガナ										
ご利用者名										
ローマ字	姓									
	名									
ご利用者住所	〒 -									
	TEL :					FAX :				
生年月日	明・大・昭			年 月 日			性別	男・女		
ご勤務先										
ご勤務先住所	〒 -									
	TEL :					FAX :				
所属 / 役職										
お支払方法	<input type="checkbox"/> 預金口座からの自動引落 (後日、「預金口座振替依頼書」を送付いたします。)									
	<input type="checkbox"/> クレジットカードでの決済 (下記、クレジットカード種別届出書にご記入ください。)									

◆クレジットカード種別届出書◆

クレジットカード種別	UFJ	UC	AMEX	VISA	MASTER	DC	JCB
クレジットカード会員番号							
クレジットカード契約者名							
クレジットカード有効期限	年 月 (クレジットカードの表示は月/年となっています)						

※AMEXのみ15桁、それ以外のクレジットカードは16桁の番号です。

◆希望ユーザID◆

第 1 希望									
第 2 希望									
第 3 希望									

★「希望ユーザID」をご記入前にお読み下さい★

ユーザIDとは…

tcp-ip に登録後、お客様のインターネットメールアドレス中の下記「〇〇〇」部分に該当するものです。

〇〇〇@tcp-ip.or.jp (※以下は共通です)

「tcp-ip 会員様の中の〇〇〇様」といった名前のようなものにあたりますので、極力ご本人様にも他の方にも覚えやすいものをお薦めいたします。ただし、希望IDが既に他の会員様によって取得されている場合は受付できませんので、必ず第三希望までご記入下さい。

【ユーザIDの条件】

文字数 : 3文字以上8文字以内

使用できる文字 : アルファベットの小文字・数字・アンダースコア() のみ

その他 : 第1文字目は必ずアルファベットの小文字

【記入の注意点】 紛らわしい文字や読みづらい文字がないようご記入下さい。

例) Z(ゼット)と2(数字) : Z(ゼット)は Z

o(オー)と0(ゼロ) : o(オー)は O 0(ゼロ)は 0

その他判別しにくい文字がありましたら一言お書き添え頂きますと幸いです。
お手数ですが誤登録を防ぐ為、ご協力お願いいたします。

◆ご契約コース◆

ご希望のコースをご選択ください。 ※料金は税抜金額です。別途消費税がかかります。

メニュー	月額利用料金 (税抜)	
ダイヤルアップ (利用時間無制限)	1,000 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ ISDN	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ ADSL	1,900 円	<input type="checkbox"/>
B フレッツ・ファミリー ※1	1,900 円	<input type="checkbox"/>
B フレッツ・ハイパーファミリー ※2	1,900 円	<input type="checkbox"/>
B フレッツ・マンション	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光プレミアムファミリー ※1	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光プレミアムマンション ※1	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ネクストファミリー	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ネクストマンション	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ネクストファミリー隼 ※1	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ネクストマンション隼 ※1	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ライトファミリー	1,900 円	<input type="checkbox"/>
フレッツ光ライトマンション	1,900 円	<input type="checkbox"/>
B フレッツ・ベーシック	5,400 円	<input type="checkbox"/>

※1: NTT 西日本で提供のサービスです ※2: NTT 東日本で提供のサービスです

★フレッツサービスをご利用されるお客様は下記を必ずご記入ください。

NTT のサービス開始日 : 年 月 日より開始

株式会社 TCP tcp-ip 会員事務センター
 名古屋市中区正木 4-10-15 杉本ビル 5F 〒460-0024
 TEL : 052-671-7370 FAX : 052-678-2081

tcp-ip 接続サービス約款

第 1 節 総則

第 1 条(約款の適用)

当社は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 31 条の規定に基づきこの約款を定め、これにより tcp-ip 接続サービス(以下 tcp-ip サービスという)を提供します。

第 2 条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる加入者に対し、事前にその内容について通知します。

第 3 条(サービスの提供区域)

当社が、この約款で提供するサービスの提供区域は、日本全国全ての地域とします。

第 4 条(最低利用期間)

tcp-ip サービスの使用に関する契約(以下 tcp-ip サービス契約といいます)の最低利用期間は 1 カ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 5 条(サービスアカウント)

tcp-ip サービスでは 1 契約ごとに利用個人名を特定したサービスアカウントを提供します。

第 6 条(権利の譲渡制限等)

加入者が当該契約に基づいて tcp-ip サービス提供を受ける権利は、譲渡・担保設定・賃貸等一切の処分をすることができません。

第 7 条(ドメイン名およびインターネットワークアドレスの特定)

加入者が tcp-ip サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットワークアドレスについては当社がこれを指定します。

第 2 節 申し込み及び承諾等

第 8 条(利用の申込)

tcp-ip サービスの利用の申込は、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の加入申込書を当社宛に提出することにより行うものとします。

第 9 条(申込の承諾等)

当社は、tcp-ip サービスの利用の申込があったときは、次条に定める場合を除き、これを承諾するものとします。

2. 申込の承諾の通知は、当社が発行する加入者 ID 通知によって行い、この通知に記載されたサービス提供日より tcp-ip サービスを提供します。

第 10 条(申込の拒絶)

当社は、tcp-ip サービスの申込者が、次に掲げる事由に該当する場合には、その申込を拒絶することができます。

(1) 当該申込に係る tcp-ip サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 第 15 条第 1 項各号(利用の停止)の事由に該当するか、又は、そのおそれがあるとき

(3) tcp-ip サービス加入申込書にことさら虚偽の記載をしたとき

(4) 申込に係る tcp-ip サービスの利用を行う利用者について、個人名を特定しない場合

2. 前項の規定により、当社が tcp-ip サービスの利用の申込を拒絶したときは、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第 3 節 契約事項の変更等

第 11 条(加入者の名称の変更等)

加入者は、その氏名又は名称若しくは住所または居所、若しくは当社に届け出たクレジットカードの利用に関する事項、利用者個人についての事項、その他、加入申込書の記載事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに、当該変更の事実、これを証する書類を添えてその旨を届け出ていただきます。

第 12 条(個人の契約上の地位の引継)

加入者である個人(以下この項において「元加入者」といいます)が死亡したときは、当該個人に係る tcp-ip サービス契約は終了します。

第 4 節 利用の制限、中止および停止ならびにサービスの廃止

第 13 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、加入者の tcp-ip サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。制限の内容は、当社のホームページにおいて示すものとします。

3. 前 2 項の措置により契約者に生じた損害について、当社は免責されるものとします。

第 14 条(利用の中止)

当社は加入者が次の各号に該当するときは加入者の tcp-ip サービスの利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のため必要なとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等の事由があるとき

2. 当社は、加入者の tcp-ip サービスの利用を中止するときは、当該加入者に対し、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 15 条(利用の停止)

当社は加入者が次に掲げる事由に該当するときは、tcp-ip サービスの利用を停止することができます。

(1) 第 6 条の規定に違反したとき

(2) 加入者が申込書に記載した利用者以外の者に、tcp-ip サービスの利用を提供した場合

(3) 料金等 tcp-ip サービス契約上の債務の支払いを怠ったとき

(4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する状態において tcp-ip サービスを利用したとき

(5) 当社が提供するサービスを直接又は間接的に利用する者が当該利用に対し重大な支障を与える状態において tcp-ip サービスを利用したとき

(6) 第 10 条第 1 項第 3 号に該当するとき

(7) 加入者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき

2. 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。

第 16 条(サービスの廃止)

当社は、都合により tcp-ip サービスを廃止することがあります。

2. 当社は前項の規定によりサービスを廃止するときは、加入者に対し、廃止する日の 3 カ月前までに、書面により、その旨を通知します。

3. 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 5 節 契約の解除

第 17 条(当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、加入者に催告することなく直ちに tcp-ip サービス契約を解除することができます。

(1) 第 15 条第 1 項の規定により tcp-ip サービスの利用が停止された場合において、加入者が当該停止の日から 2 カ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

(2) 第 15 条第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 当社は、前項の規定により tcp-ip サービス契約を解除するときは、加入者に対しその旨を通知します。

第 18 条(加入者の解除)

加入者は、当社に対し、書面で通知することにより、インターネット接続サービスを解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知が毎月 20 日までにあった場合には翌月 1 日に、それ以外の場合には翌々月 1 日に生じるものとします。

2. 第 16 条第 1 項(サービスの廃止)の規定により tcp-ip サービスが廃止されたときは、当該廃止の日に該当 tcp-ip サービス契約が解除されるものとします。

第 6 節 料金等

第 19 条(加入者の支払義務)

加入者は、当社に対し、tcp-ip サービスの利用に関し、次条から第 31 条までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、サービスの種類の変更があった場合における費用(以下この節において「サービスの種類の変更に伴う費用」といいます)、tcp-ip サービスの料金を支払うものとします。

2. 初期費用の支払い義務は、当社が tcp-ip サービス利用の申込を承諾した時に発生します。

3. tcp-ip サービスの料金の支払い義務は、課金開始日(当該サービスに係る初期費用に含まれる初期利用権を越えた日をいいます)から当該サービスを提供した最後の日を含む月の月末までの期間について発生します。この場合において、第 15 条(利用の停止)の規定により tcp-ip サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る tcp-ip サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして扱うものとします。

第 20 条(tcp-ip サービスの料金の額)

tcp-ip サービスの料金の額は別表「tcp-ip サービスの料金」の項に定める額とします。

第 21 条(料金の調停)

tcp-ip サービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第 16 条の規定により解除された場合を除きます)における tcp-ip サービスの料金の額は、当該最低利用期

株式会社 TCP 2011.7.1(第 5 版)

間に対応する tcp-ip サービスの料金の額とします。

2. 年間利用料を前払いされた場合において、最低利用期限である 1 年未満で契約が解除された場合、利用料の一部を当社規定に基づき、返還いたします。

第 22 条(利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由により tcp-ip サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度と認められる状態も含みます。本節において以下同じ)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上当該状態が継続したとき(以下、当該状態が継続した時間を「利用不能時間」といいます)は、当社は、加入者に対し、その請求に基づき、利用不能状態を 24 で除した数(少数点以下の端数は切り捨てることとします)に tcp-ip サービスの料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、tcp-ip サービスの料金から減額します。ただし、加入者が当該請求をし得ることとなった 3 カ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、加入者は、請求の権利を失うものとします。

第 23 条(料金の請求方法)

当社は、毎月、歴月に従って計算した額の tcp-ip サービスの料金を請求します。

第 24 条(料金等の支払方法)

加入者は、初期費用、サービスの種類の変更に伴う費用、tcp-ip サービスの料金及び通信料を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 25 条(割増金)

初期費用、サービスの種類の変更に伴う費用、tcp-ip サービスの料金及び通信料を不法に免れた加入者は、当社に対してその免れた金額の 2 倍に相当する金額(以下「割増金」といいます)を支払うものとします。

第 26 条(遅延損害金)

加入者は tcp-ip サービスの料金その他加入者が本契約に基づいて負担する債務の支払いを怠ったときは、未払債務の額に、未払債務全額の支払いが完了するまでの期間中、未払債務額の年 15 パーセントに相当する遅延損害金を加算して支払うものとします。ただし、当該未払債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われた場合この限りではありません。

第 27 条(割増金の支払方法)

第 24 条(料金等の支払方法)の規定は、第 25 条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

第 28 条(消費税)

加入者が当社に対し tcp-ip サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(平成 6 年法律第 109 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされるときは、加入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額をあわせて支払うものとします。

第 7 節 雑則

第 29 条(損害賠償の範囲)

電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として利用不能状態が生じたことにより加入者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った加入者に対し、その請求に基づき、当社が当該電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者から受領した額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の加入者が複数ある場合における当社の賠償の総額は、当該損害を被った全ての加入者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、加入者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各加入者に対して支払われることとなる損害賠償額は、当該加入者の損害額を合計した額で除して算出した数を乗じて算出した額となります。

第 30 条(加入者の義務)

加入者および利用者は当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

2. 加入者および利用者は、当社のサービスに対する不正利用・妨害・破壊・当社の設備および装置に対する不正な侵入等の事実あるいはそうした試みを発見した場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第 31 条(情報の管理)

加入者は、tcp-ip サービスを利用して受信し、または送信する情報については、tcp-ip サービスの設備または装置の故障による情報の消失を防止するための措置を採っていただきます。

第 32 条(免責)

当社は、第 29 条第 1 項の場合を除き、加入者が tcp-ip サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません)についての賠償の責任を負いません。

第 33 条(裁判管轄)

この約款に定める事項に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を専属管轄裁判所とします。